

準中型仮免許・普通仮免許

免許センターで直接、学科試験・技能試験を受ける方

受験資格等	◎ 18歳以上の方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター(〒010-1606)
受付時間	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) ※ 学科試験から受験の方は、午前8時30分～午前9時30分 ※ 技能試験のみ受験の方は、予約した日の午後1時～午後1時30分
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 2枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ○ 本籍(国籍等)の記載された住民票(6か月以内に交付を受けたもの。) ○ マイナンバーカード、健康保険証(資格確認書等含む)、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証等本人確認のための書類 ○ 原付免許又は小特免許をお持ちの方は運転免許証等(マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。) ※ 運転免許証等のある方は、住民票及び本人確認のための書類の提出は不要です。(外国籍の方を除く。)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。(持参する必要はありません。) ○ 学科試験合格後、午後から技能試験(場内試験)を行います。 ※ 学科試験のみの受験はできません。 ○ 受験当日、技能試験に不合格の場合、免許センター試験窓口で次の技能試験の予約可能です。 ○ 普通仮免許を受験する方で、大特免許又は二輪免許をお持ちの方は、技能試験のみの受験となりますが、技能試験は、予約が必要です。 ○ 準中型仮免許を受験する方で、普通免許、大特免許又は二輪免許をお持ちの方は、技能試験のみの受験となりますが、技能試験は、予約が必要です。 ※ 予約受付 月～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午前8時30分～午後4時 電話(018-862-7570)又は免許センター試験窓口で予約をしてください。 ○ 外国籍の方も、住民票の提出が必要となります。(国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分(中長期滞在者等)、在留資格、在留期間等が記載されているもので6か月以内に交付を受けたもの。) ※ 「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。

※ 降雪などの影響により、技能試験の開始が遅れたり、中止になることがあります。

※ 学科試験は、日本語以外の言語でも受験可能です。
詳しいことは、「外国語で学科試験の受験を希望する方」をご覧ください。

◎ 受験手数料・交付手数料は別紙のとおり

別紙

◎ 受験手数料・交付手数料等

受験手数料	2, 950円
車両使用料	1, 750円
交付手数料	1, 100円
計	5, 800円

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで

大型仮免許・中型仮免許

免許センターで直接、技能試験を受ける方

◎ 技能試験は、予約制になっています。事前に予約が必要となります。

※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午後4時
電話（018-862-7570）又は免許センター試験窓口で予約をしてください。

区 分	大 型 仮 免 許	中 型 仮 免 許
受験資格等	◎ 21歳以上の方	◎ 20歳以上の方
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大型仮免許取得後、大型免許（本免許）を受験する場合は、普通免許などを所持しており、その免許を受けていた期間が通算して3年以上の経歴が必要となります。（効力が停止していた期間を除きます。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、19歳以上で普通免許などの免許を受けていた期間が通算して1年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ※ 二輪、原付、小特免許のみを所持している方を除きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中型仮免許取得後、中型免許（本免許）を受験する場合は、普通免許などを所持しており、その免許を受けていた期間が通算して2年以上の経歴が必要となります。（効力が停止していた期間を除きます。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、19歳以上で普通免許などの免許を受けていた期間が通算して1年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ※ 二輪、原付、小特免許のみを所持している方を除きます。
◎ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。		
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）	
受付時間	予約した日の 午後1時～午後1時30分（午前の受付は、ありません。）	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、修了証明書の提出が必要です。 	
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受験当日、技能試験に不合格の場合、免許センター試験窓口で次回の技能試験の予約可能です。 ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 外国籍の方は、住民票の提出が必要となります。（国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているもので6か月以内に交付を受けたもの。） ※ 「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。 	

※ 降雪などの影響により、技能試験の開始が遅れたり、中止になることがあります。

◎ 受験手数料・交付手数料は別紙のとおり

別紙

◎ 受験手数料・交付手数料等

受験手数料	2, 950円
車両使用料	1, 750円
交付手数料	1, 100円
計	5, 800円

※ 大型免許又は中型免許（本免許）を受験する場合、仮免許取得後、路上練習が必要となります。（3か月以内に5日間以上）
なお、路上練習を行う場合は、練習しようとする自動車を運転できる第一種免許を受けている方で、その免許を受けていた期間（運転免許が停止されていた期間を除く。）が通算して**3年以上の方**、又はその自動車を運転できる**第二種免許を受けている方**を助手席に乗せ、その指導の下に路上練習を行って下さい。

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで